

平成24年9月5日  
役員会承認

## 東京学芸大学教員養成機能充実プロジェクト専門技術職員の取扱い

(趣旨)

第1 この取扱いは、東京学芸大学が実施する教員養成機能充実プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の取組（以下「取組」という。）において雇用する教員養成機能充実プロジェクト専門技術職員（以下「専門技術職員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雇用目的)

第2 専門技術職員は、教員養成機能充実プロジェクトのために必要とされる専門的な技術指導及び指導助言並びに著作権処理に関する各種活動を行うために雇用する。

(職務)

第3 専門技術職員は、次の各号に掲げる業務の全部又は一部に当たる。

- (1) 取組に係る教員養成機能充実コンテンツ開発業務
- (2) 取組に係る教員養成機能充実システム管理運用業務
- (3) 取組に係る教員養成機能充実サービス運營業務
- (4) 著作権法に係る申請業務
- (5) 取組に係る講演会・セミナー等に関する業務
- (6) その他取組で必要と認められる業務

(身分)

第4 専門技術職員は、国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第28号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第3条第1項第7号に定める非常勤職員とし、1日当たり6時間、1週間につき30時間を超えない範囲で雇用するものとする。

(選考手続)

第5 専門技術職員の選考は、東京学芸大学教員養成機能の充実プロジェクト推進委員会の推薦により、学長が行う。

(選考の基準)

第6 専門技術職員の選考に当たっては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第3の第1号から第3号までの業務に関する技術を有していること。
- (2) 第3の第1号から第3号までの業務に関する研究業績を有していること。
- (3) 第3の第1号から第3号までの業務に関する各種手続に精通していること。
- (4) 著作権法等、教員養成機能充実コンテンツ開発、システム管理運用、サービス運営に係る各種法令に精通していること。

(採用等)

第7 専門技術職員の採用等に関する取扱いについては、非常勤職員就業規則の定めるところによる。

(給与等)

第8 専門技術職員の給与は、取組に係る事業予算の範囲内において定めるものとし、時間給については、非常勤職員就業規則の定めるところにかかわらず、担当業務及び経験により1,200円から3,000円の範囲で定めることとする。

2 年度途中での時間給の改定は行わない。

3 給与の支給等については、非常勤職員就業規則の定めるところによるものとする。

(勤務時間等)

第9 専門技術職員の勤務時間及び休憩時間は、学長が個別に定めるものとする。

2 専門技術職員は、業務の遂行上必要と認められるときは、本務勤務場所を離れて業務を行うことができる。

(雑則)

第10 専門技術職員の就業に関して必要な事項は、この取扱いに定めるもののほか、非常勤職員就業規則を適用するものとする。

2 この取扱いに定めるもののほか、専門技術職員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この取扱いは、平成24年9月6日から施行する。

2 この取扱いは、プロジェクトの終了をもって、その効力を失う。